一般財団法人函館市住宅都市施設公社 住生活環境向上事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市補助金等交付規則(昭和62年函館市規則 第43号)に定めるもののほか、一般財団法人函館市住宅都市施設公 社(以下「公社」という。)が実施する住生活環境向上事業に対し補助 金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

- 第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。) は、公社が行う次の各号に掲げる住生活環境向上事業で、市が認める ものとする。
 - (1) 住宅相談・リフォーム相談等
 - (2) 住まいづくりサポートフェア
 - (3) マンション管理セミナー
 - (4) マンション管理相談
- 2 前項以外の事業については、公社の提案により、その都度、協議を 行うことができるものとする。
- 3 前項の協議の結果、補助対象事業と認められるものについては、第 1項の事業に加えるものとする。

(補助対象経費)

- 第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。) は、前条に規定する事業に要する経費で、市が認めるものとする。
- 2 前項補助対象経費に他の団体等から本補助金以外の交付金等(以下「特定財源」という。)が充当される場合,当該補助対象経費から当該 特定財源を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1を限度 とし、予算の範囲内で補助するものとする。
- 2 前項によって算定された合計額に千円未満の端数を生じたときは、 その端数を切り捨てるものとする。

附則

- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。